



医療・健康保険・年金

国民健康保険

☎ 保険医療課 ☎0848-67-6050

国民健康保険(国保)は、自営業、農業従事者、退職した人など、ほかの健康保険に加入していない人が加入する医療保険制度です。

加入の届け出が遅れると、資格を得た月までさかのぼり、保険税を納めなければなりません。また、脱退の届け出が遅れると、保険税を二重に納めることになります。

加入は世帯ごとで、手続きや保険税の納付は、世帯主が行います。

また、75歳(一定の障害がある人は65歳)になると、後期高齢者医療制度(46ページ参照)に移行します。

加入の手続き

こんなとき	必要な物
他市区町村から転入したとき	☒ 他市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	☒ 職場などの健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書)
被扶養者でなくなったとき	☒ 被扶養者でなくなった証明書(資格喪失証明書)
子どもが生まれたとき	☒ 母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	☒ 生活保護廃止通知書

喪失の手続き

こんなとき	必要な物
他市区町村に転出するとき	☒ 資格確認書等
職場の健康保険に入ったとき	☒ 国保と職場の資格確認書等(未交付のときは加入した証明書)
被扶養者になったとき	☒ 国保と職場の資格確認書等
死亡したとき	☒ 資格確認書等 ☒ 喪主の通帳・喪主が分かる書類
生活保護を受けるようになったとき	☒ 資格確認書等 ☒ 生活保護開始通知書

その他の異動など

こんなとき	必要な物
住所・名前が変わったとき	☒ 資格確認書等
世帯主・世帯に変更があったとき	☒ 資格確認書等
修学のために市外に住所を定めるとき	☒ 資格確認書等 ☒ 在学証明書
資格確認書等をなくしたとき(または汚れて使えなくなったとき)	(☒ 使えなくなった資格確認書等)

※届け出をする人の本人確認ができる物、そのほかに世帯主と異動者のマイナンバーが確認できる物を持参してください。

※資格確認書等の交付…マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付証明書で本人と確認できる場合は、手続き終了後窓口で交付します。それ以外は郵送します。

※資格確認書等…資格確認書または資格情報のお知らせ

療養費の支給手続き

※いったん全額自己負担した後に市の窓口申請します。

こんなとき	必要な物
	共通: 資格確認書等、通帳
旅先などで資格確認書、またはマイナ保険証を持たずに治療を受け、全額支払ったときなど	☒ 診療(調剤)報酬明細書(レセプト) ☒ 領収書
コルセットなどの治療用装具を購入したとき	☒ 医師の診断書または意見書 ☒ 装具装着証明書 ☒ 治療用装具の内容がわかる領収書
柔道整復師の施術を受けたとき	☒ 柔道整復師療養費支給申請書(施術師が施術証明したもの) ☒ 領収書
はり・きゅう、あんま・マッサージを受けたとき	☒ 療養費支給申請書(はり・きゅう、あんま・マッサージ用) (施術師が施術証明したもの) ☒ 領収書 ☒ 医師の同意書
医師の指示により、緊急の必要があり、移送されたとき	☒ 医師の意見書 ☒ 移送に要した費用の額を証明する書類 ☒ 移送経路などがわかるもの

高額療養費の支給手続き

同月内に一部負担金(食事代・保険対象外を除いた額)が国から示される自己負担限度額を超えたとき、超えた部分を支給します。

こんなとき	必要な物
医療費の自己負担額が高額になったとき	☒ 通帳

※療養費・高額療養費の支給手続きには、マイナンバーが確認できる物を持参してください。



医療・健康保険・年金

その他の手続き

こんなとき	必要な物
出産育児一時金※1 (出産児1人につき48.8万円または50万円)	☒ 母子健康手帳 ☒ 通帳 ☒ 分娩機関が発行した領収書 ☒ 直接支払制度の合意文書※2
葬祭費 (喪主に3万円)	☒ 喪主の通帳 ☒ 喪主が分かる書類

※1 妊娠12週(85日)以上であれば、死産・流産でも支給されます。

※2 直接支払制度とは、出産する人の負担軽減のため、分娩費用として出産育児一時金を保険者(三原市)が直接分娩機関に支払う制度です。

特定健診を受けましょう

40歳以上の国民健康保険加入者には、毎年6月に特定健診の受診券を送付しています。翌年の3月31日までに受診しましょう。

紛失した場合は、再交付できます。保険医療課または各支所で手続きをしてください。



後期高齢者医療

問 保険医療課 ☎0848-67-6056

制度の仕組み

後期高齢者医療は、75歳以上の人と一定程度の障害がある65歳以上の人が入る医療保険制度です。

広域連合によって運営されています

後期高齢者医療制度は、都道府県を単位としてすべての市町村が加入する広域連合が運営します。広島県の場合、県内の23市町が設立した「広島県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。この広域連合が保険料の決定や、医療の給付、資格の認定を行なっています。

制度の仕組み



被保険者(広島県内に居住の人)

●75歳以上の人

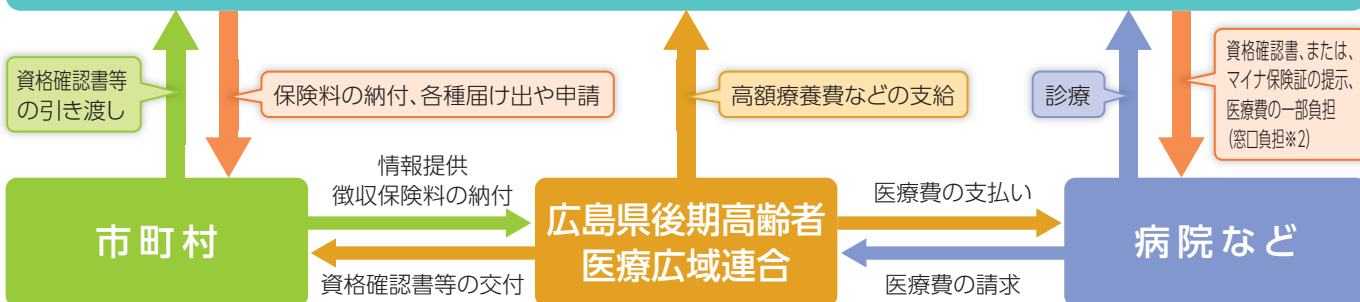
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。

●65歳以上75歳未満の一定程度の障害(※1)がある人で、申請により広域連合の認定を受けた人

認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望する場合は、手続きが必要です。また、認定後75歳になるまでの間は脱退することができます。

資格確認書等

- 資格確認書等は、原則として郵送
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは資格確認書、または、マイナ保険証を必ず提示



(※1) 一定程度の障害とは、主に次に該当する状態です。

▶ 国民年金法などにおける障害年金: 1・2級

▶ 身体障害者手帳: 1・2・3級および4級の一部

▶ 精神障害者保健福祉手帳: 1・2級

▶ 療育手帳: ㊤・A

(※2) 医療費の窓口負担は「1割」「2割」または「3割」です。

こんなときは手続きを

こんなとき	必要な物
	共通:マイナンバーカード またはマイナンバーが確認 できる書類と本人確認書類
他県から転入したとき	☒ 負担区分証明書など
他県へ転出するとき	☒ 資格確認書等
資格確認書等をなくしたとき	☒ 本人であることを証明 するもの
資格確認書の任意記載事項 欄の適用区分を記載するとき	☒ 資格確認書等
過去12か月の間で区Ⅱ(低 所得者Ⅱ)の適用を受けていた 期間の入院日数が90日を 超え、入院時の食費の減額を 受けるとき	☒ 資格確認書等 ☒ 病院などが発行した入 院期間がわかる領収書 など
人工透析を必要とする慢性 腎不全、血友病などの治療を 受けるとき	☒ 資格確認書等 ☒ 医師の意見書(不要な 場合がありますので、 ご相談ください)
一定の障害がある65~74歳 の人が障害認定により後期 高齢者医療制度へ加入希望 されるとき	☒ 加入前の資格確認書等 ☒ 確認書類(身障者手帳・ 療育手帳・精神障害者手 帳・障害年金証書・転入 前の認定証明書など)
障害認定の撤回を希望され るとき	☒ 資格確認書等
後期高齢者医療制度加入日 前日に、健保組合などの被扶 養者であった方で、保険料が 軽減されていないとき	☒ 被扶養者であったことが わかる資格喪失証明書

※資格確認書等…資格確認書または資格情報のお知らせ

医療給付の支給手続

こんなとき	必要な物
	共通:資格確認書、通帳
旅先などで資格確認書、また は、マイナ保険証を持たずに 治療を受け、全額支払ったと きなど	☒ 診療(調剤)報酬明細書 (レセプト) ☒ 領収書
コルセットなどの治療用装 具を購入したとき	☒ 医師の診断書または意 見書 ☒ 装具装着証明書 ☒ 治療用装具の内容がわ かる領収書
輸血をしたとき(生血)	☒ 医師の診断書または意 見書 ☒ 輸血用生血液受領証明書 ☒ 血液提供者の領収書
柔道整復師の施術を受けた とき	☒ 柔道整復施術療養費支 給申請書(施術師が施 術証明したもの) ☒ 領収書

こんなとき	必要な物
	共通:資格確認書、通帳
はり・きゅう、あんま・マッ サージを受けたとき	☒ 療養費支給申請書 (はり・きゅう、あんま・ マッサージ用)(施術師 が施術証明したもの) ☒ 医師の同意書 ☒ 領収書
医師の指示により、緊急の必 要があり、移送されたとき	☒ 医師の意見書 ☒ 移送に要した費用の額 を証明する書類 ☒ 移送経路などがわかる もの
海外で急病になり受診した とき	☒ 診療内容の明細書 (指定の様式) ☒ 領収明細書 (指定の様式) ☒ 領収書 ☒ 調査に関する同意書 ☒ 受診したときの渡航期 間が記載されたパス ポート ※外国語で作成されてい る書類は日本語の翻訳 が必要です。
被保険者が亡くなり、葬祭費 を請求するとき	☒ 葬祭を行なった方、被 保険者および葬祭執行 日がわかる書類(埋火 葬許可証、会葬御礼状、 葬祭の領収書など)

交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者(加害者)の行為によってけがをしたとき、その医療費は加害者が負担するのが原則です。

しかし、賠償が遅れたりするときは、いったん健康保険を使って診療を受けることができます。この場合は、事前に保険医療課に連絡し、第三者行為による被害届を提出してください。

ただし、加害者から医療費を受け取ったり、無断で示談したりする場合は健康保険を使って診療を受けることはできません。

(以下は広告スペースです)

観光タクシー ジャンボタクシー 福祉タクシー

タクシー、バス、観光ツアーの事なら
健康を運ぶ
三原交通株式会社
〒723-0065 広島県三原市西野4丁目4番地1号
TEL.0848-62-1855 FAX.0848-64-3338



 タクシーのご予約は
 **0848-64-1818**



国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障害が残ったり、一家の働き手を失ったりしたときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者

第1号被保険者



- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生 など

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく
全国一律です!

第2号被保険者



- 厚生年金に加入している人
- 会社員
 - 公務員 など

第3号被保険者



- 第2号被保険者の被扶養配偶者
- 会社員・公務員の配偶者

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料の一部が国民年金制度に支払われます。

任意保険加入者

次の場合は希望により加入することができます。

- ① 60歳以上65歳未満の人(65歳未満 480加入月以下)
- ② 外国に住む20歳以上65歳未満の日本人
- ③ 65歳以上70歳未満の人(120加入月以下)
(※その他条件あり)

国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中、または20歳前に初診日のある病気やけがで障害者になった人が受けられる年金です。 ※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けることなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。

こんなときは手続きを

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

こんなとき	手続きに必要な物	期間
会社などを退職したとき	☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☒ マイナンバーの分かる物 ☒ 退職日の分かる書類	14日以内
厚生年金の被扶養配偶者でなくなったとき	☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☒ マイナンバーの分かる物 ☒ 扶養抹消年月日の分かる書類	
加入者が死亡したとき	☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☒ マイナンバーの分かる物 など	
年金を受けていた人が死亡したとき	☒ 国民年金証書 ☒ 住民票(請求者のマイナンバー記載で省略可) ☒ 戸籍謄本(請求者) ☐ マイナンバーの分かる物 など	受給対象になったとき
年金を受けようとするとき	☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☒ 戸籍謄本 ☒ マイナンバーの分かる物 など	

保険料の免除制度

まずは申請を!

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除される制度があります。

● 学生納付特例制度

学生は、在学中の保険料を後で納めることができます。

● 納付猶予制度

50歳未満の人は、保険料の納付を猶予する制度があります。